

業務部からの報告事項

業務部からの報告事項

1 業務受託機関における事務処理状況調査の実施

近年、業務受託機関において、農業者年金の加入申込書又は死亡関係届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延する事態が発生しています。

このような事態は、届出書等を提出いただいた方に多大なご迷惑をお掛けするとともに、農業者年金制度の信頼を損なうことになりかねない極めて重大な問題であり、先般、主務省が策定した基金の第5期中期目標においては「仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、その原因の究明と再発防止策を講じる」と記載されたところです。

また、基金においては「事務処理状況調査実施要領」（令和5年1月18日付け4独農年業適第52号独立行政法人農業者年金基金理事長通知）を制定し、全ての業務受託機関を対象に、農業者年金の届出書等に係る事務処理状況の一斉調査を毎年度1回実施することとし、この調査によって事務処理遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して業務改善計画（再発防止策）の提出を求めることとしました。

なお、令和5年2月に行った調査では、5箇所6件の事務処理遅延が確認されております。

2 公金受取口座の運用開始について

国が運用する「公金受取口座登録制度」では、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録することにより、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用することができます。

基金においても、令和5年3月27日から基金が支給する年金（未支給給付を含む。）、死亡一時金及び保険料の還付金を公金受取口座で受け取ることができるようにします。

なお、具体的な手続等については、「公金受取口座の利用に係る農業者年金事業農業協同組合事務取扱要領等の一部改正について」（令和5年2月27日付け4独農年業給第203号独立行政法人農業者年金基金理事長通知）及び「公金受取口座の利用に係る手続等について」（令和5年2月27日付け4独農年業給第207号独立行政法人農業者年金基金業務部長通知）を業務受託機関宛てに発出し、周知したところです。

3 過誤納保険料の直接還付【施行日：令和6年1月1日】

農業者年金において、保険料の前納を行った者が被保険者資格を喪失した

場合には、当該者からの請求に基づいて前納保険料の還付を行うこととしていますが、当該者からの請求がされないため、時効完成により還付を行うことができない事例が生じています。

このため、還付請求者の手続負担を軽減することで、還付金の迅速かつ確実な支払を促進するとともに、未支払還付金の発生を抑制するため、独立行政法人農業者年金基金法施行令の改正が行われたところです。

具体的には、前納に係る期間の経過前において農業者年金の被保険者資格を喪失した場合において、あらかじめ、前納保険料の還付を受けることを希望する旨の申出を行った者に対しては、請求を行ったものみなして希望する口座へ還付を行うこととなりました。

なお、当該改正については12月16日に閣議決定、12月21日に公布されており、今後、農林水産省において関連する省令改正等が行われる予定です。

また、これらを踏まえ、基金においても、理事長通知の改正や具体的な運用について、検討を行う予定です。

4 制度改正に伴う記録管理システムの改修

令和4年からの制度改正に対応するため、農業者年金記録管理システム（以下「記録管理システム」という。）の改修を進めております。しかしながら、全ての機能を制度改正の施行日まで改修することができず、記録管理システムの改修は、令和5年4月に完了する予定です。

また、新たに農業者年金サブシステム（以下「サブシステム」という。）を構築し、記録管理システム改修中に制度改正の対象となる届出等を行った者の管理を行ってきたところですが、記録管理システムの改修完了に伴い、令和5年3月をもってサブシステムの運用は終了いたします。

5 記録管理システムの普及拡大の取組

記録管理システム利用の普及拡大のため、「令和4年度農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を策定し、全業務受託機関宛てに令和4年7月20日付けで通知し、業務受託機関に対して普及拡大の働きかけを行いました。

また、ブロック会議等において、都道府県段階の業務受託機関に対して、各種会議・研修会等のあらゆる機会を捉えて記録管理システム利用の積極的な働きかけを行うよう依頼してきたところです。

しかしながら、令和5年1月末時点では令和3年度末と比べて、業務受託機関における記録管理システムの利用登録割合は、JA、農業委員会ともに増加しておりますが、記録管理システムを利用した届出書の作成割合につい

ては、J Aは0.54%増加し、農業委員会は0.52%減少しており、引き続き業務受託機関に対して普及拡大を強く働きかけています。

○記録管理システムの利用登録割合（令和3年度末→令和5年1月末）

農業委員会 77.6%→77.9%（前年度比 0.3%増）

J A 88.8%→89.3%（前年度比 0.5%増）

○記録管理システムを利用した届出書の作成割合（令和3年度末→令和5年1月末）

農業委員会 35.44%→34.92%（前年度比 0.52%減）

J A 40.32%→40.86%（前年度比 0.54%増）

6 令和4年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査について

農業者年金業務を受託している全ての業務受託機関（2,272機関）を対象に、基金の「個人情報保護管理規程」に基づき、業務受託機関における令和5年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的として調査を実施しているところであり、令和5年度の業務研修会において調査結果を共有することとしています。

また、この調査結果を集計・分析し、農業者年金に係る個人情報適切に管理されていない業務受託機関等において改善が図られるよう、都道府県段階の業務受託機関に対して市区町村段階の業務受託機関への指導を依頼することとしています。